

令和6年度 江東きつずクラブB登録 利用児童募集

12月1日(金)から申請受付開始

江東きつずクラブB登録は、保護者が就労等で日中家庭にいない世帯の子どもを対象に、保護者に代わって遊びや生活の場を提供する事業です。学校がある日は授業終了後から、夏休みなどの学校休業日は午前8時から最大で午後7時まで利用できます。小学校(※)の中で運営しているクラブと、児童館等で運営しているクラブがあります。

【学校外クラブ】

【場】児童館や集合住宅

【人】区内在住の小学校新1〜3年生または障害等のある新4〜6年生

※障害等、特別な配慮を必要とする児童は、入会審査を行う場合があります。

【集中募集期間】

12月1日(金)〜15日(金)

※期間終了後も申請は受け付けますが、集中募集期間中の申請が優先されます。

【利用案内・申請書配布場所】
区ホームページ、各きつずクラブ、認可保育園、地域教育課(区役所6階9・10番)

【小学校内クラブ】
小学校や学校の近隣施設
【人】区内在住で、きつずクラブ実施校に在籍する新1〜3年生または障害等のある新4〜6年生。私立小学校等の児童で、実

後7時に第一希望クラブの事務室へ

※郵送やメールでの申請はできません。

※江東きつずクラブ塩浜・潮見、亀戸第三児童館・東砂児童館は午前9時半〜午後6時

※申請方法等の詳細は、利用案内の冊子をご覧ください。

【入会の決定】
令和6年2月下旬以降、結果を郵送します。

※江東きつずクラブA登録は、小学校の空き教室等を利用し、自主的な遊びの場・学びの場を提供する事業です。保護者の方の就労状況に関わらず、実施校に在籍する新1〜6年生が利用できます。令和6年度の利用申請は、令和6年3月以降開始予定です。



江東きつずクラブB登録(区ホームページ)

第3回区議会定例会終わる

令和4年度各会計歳入歳出決算を認定

令和5年第3回区議会定例会(会期35日間)開かれました。

今回の定例会では、「令和4年度江東区一般会計歳入歳出決算」など45議案について審議され、原案どおり認定・可決・同意されました。なお、議案の内容は次のとおりです。

- 認定案件(4件)
 - 「令和4年度江東区一般会計歳入歳出決算」
 - 「令和4年度江東区一般会計歳出決算」
 - 「令和4年度江東区一般会計歳入歳出決算」
 - 「令和4年度江東区一般会計歳出決算」
- 歳入歳出決算(1件)
 - 「令和4年度江東区一般会計歳入歳出決算」
- 予算案件(1件)
 - 「令和4年度江東区一般会計歳入歳出決算」
- 令和5年度江東区一般会計補正予算(第4号)
 - 「令和5年度江東区一般会計補正予算(第4号)」
- 条例案件(15件)
 - 「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」など
- 契約案件(11件)
 - 「江東区防災センター及び庁舎改修工事請負契約」など

○同意案件(1件)

「江東区名誉区民選定同意方について」

○その他の案件(10件)

「保育所の指定管理者の指定について」など

○意見書(3件)

「民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書」など

※本会議等の模様はインターネットで配信しています。

区議会事務局調査係

☎(3647)3548
FAX(3647)0430

各江東きつずクラブまたは地域教育課放課後支援係

☎(3647)9308
FAX(3647)9274

私立(共同自主)学童クラブのご案内

NPO法人や父母会が設置する運営委員会が運営している学童クラブです。

※定員があるため、募集を締め切っている場合があります。詳細は、各クラブへお問い合わせください。



私立学童クラブ(区ホームページ)

各私立学童クラブへ

法人・個人事業主向け

資金繰り・開業・インボイス・労務管理等でお困りの方へ

経営・創業・税務・労務相談

区では、区内中小企業者を支援するため、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士による経営・創業・税務・労務に関する無料相談を実施しています。

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響により経営や資金繰りでお困りの方、これから創業をお考えの方、これから開始したインボイス制度など、税務や労務について知りたい方、その他経営に関することなど気軽に相談ください。

【経営相談】
資金繰り、経理、店舗設計・運営、事業承継、廃業等、経営全般に関する相談

【創業相談】
資金繰り、経理、店舗設計・運営、事業承継、廃業等、経営全般に関する相談

【労務相談】
東京都社会保険労務士会江東支部の協力による、人事や労務管理、社会保険など労務に関する相談

【税務相談】
東京税理士会江東支部・東支部の協力による、確定申告やインボイス制度など税務に関する相談

高等学校等進学希望の中学校3年生の方へ

令和6年度 奨学生募集

高等学校等への進学に際し、学習意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な方を対象に、学資金等を給付する奨学生を募集します。申請方法等の詳細は区ホームページをご覧ください※江東区奨学資金貸付制度は廃止となりました。

【次のすべてに該当する中学校3年生・義務教育学校9年生・保護者が江東区内に引き続き1年以上居住している方(令和6年4月1日時点)

○中学校3年生(義務教育学校)

○学資金(高等学校等入学後4・8・12月に4か月分ずつ支給)・月額1万円(年額12万円)

【給付額】
○学資金(高等学校等入学後4・8・12月に4か月分ずつ支給)・月額1万円(年額12万円)

【採用予定人数】50人程度

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

【生活保護法の規定による保護を受けていない方

○入学準備金(高等学校等入学前の3月に支給)・10万円

【奨学生の決定】江東区奨学資金審査会の審査を経て決定

※申請多数の場合等、審査の結果、要件を満たしていても採用されない場合があります。

【区立中学校等に在学している方・在学する学校が定める日②区外・私立中学校に在学している方・12月11日(月)

【在学する中学校等②庶務課庶務係(区役所6階1番)

【担任の先生または庶務課庶務係

☎(3647)9170
FAX(5690)6911

【調査内容】
日常生活の状況、身体機能、食事に関すること、地域活動への参加意向など

【調査方法】
11月中旬に調査票を郵送しますので、回答を記入し、同封の返信用封筒に入れて返送してください。回答にあたっては、氏名や住所を記載する必要はありません。調査票は、区が委託した調査会社から発送します。

今後の高齢者施策を検討するための大切な基礎資料となりますので、ご協力をお願いします。

地域ケア推進課包括推進係

☎(3647)9606
FAX(3647)3165

☎(3647)9606
FAX(3647)3165

☎(3647)9606
FAX(3647)3165

☎(3647)9606
FAX(3647)3165

☎(3647)9606
FAX(3647)3165

☎(3647)9606
FAX(3647)3165

☎(3647)9606
FAX(3647)3165

☎(3647)9606
FAX(3647)3165

☎(3647)9606
FAX(3647)3165

☎(3647)9606
FAX(3647)3165